

# 福岡市 地域相談支援マニュアル

## 第 1 地域相談支援とは

地域相談支援とは、地域移行支援と地域定着支援をいう。(障害者総合支援法第 5 条第 18 項より)

### 1 地域移行支援 (障害者総合支援法第 5 条第 20 項より)

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

### 2 地域定着支援 (障害者総合支援法第 5 条第 21 項より)

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

## 第 2 対象者の要件

### 1 地域移行支援

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者  
※ 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの者も対象。
- ② 精神科病院 (精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む) に入院している精神障がい者  
※ 申請者が精神科病院に入院する精神障がい者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が 1 年以上の者を中心に対象とすることとする (退院後の生活が単身であっても家族との同居であってもよい) が、直近の入院期間が 1 年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。  
※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第 2 条第 4 項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
- ③ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- ④ 刑事施設 (刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院に収容されている障がい者  
※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。

※ 特別調整の対象となった障がい者とは、「高齢又は障がいにより特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。

⑤ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

※ これらの障がい者に対しては、当該更生保護施設等、関係機関と連携するものとする。

※ 地域移行支援の実施主体について

ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障がい者は、当該居住地の市町村とする。

イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とする。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障がい者と同様の取扱いとする。

※ 地域移行支援の支援内容

指定地域移行支援事業者は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携して、主として、以下の支援を行う。

ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助

イ 地域移行支援計画の作成

ウ 障がい福祉サービスの体験的な利用支援や1人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受入れ調整、住居の確保

なお、指定地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行支援事業者に委託することも可能である。

・矯正施設を退所する障がい者に対する支援イメージ

① 福祉サービス等のニーズ把握

・特別調整対象障がい者について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関の間で支援方法等を共有

・地域生活定着支援センターは本人との面接により、助言その他の退所に向けた支援を行いながら、本人の犯罪歴・非行歴、心身の状況、過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、家族の状況等についてアセスメントを行う。当該アセスメントの結果、退所までの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊など『矯正施設外で行う支援』の提供が可能であると見込まれるなど指定地域移行支援事業者による効果的な支援が期待されると地域生活定着支援センターが認めた障がい者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や指定地域移行支援事業者も含めた関係機関等からなる会議を開催することにより、支援方法等の共有を進める。

### ③ 地域移行支援の提供開始

・指定地域移行支援事業者は、支援方法等が共有され、また、当該障がい者の地域移行支援の利用の意思が明確になった段階で、地域相談支援給付決定の申請手続の支援を行い、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成、市町村の給付決定を経て、地域移行支援のサービス提供を開始する。指定地域移行支援事業者は矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターなど関係機関の担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援の支援の方針や課題、目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画を作成する。

### ④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

・指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら、それぞれの役割分担を明確にしつつ、関係者間で必要な情報を共有し、矯正施設入所中から退所後まで③の地域移行支援計画に沿った一貫性のある支援を行う。

これらの施設に入所等した障がい者に対して地域移行支援を行う場合は、上記の関係機関に加えて、当該更生保護施設等とも連携するものとする。

## 2 地域定着支援

① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業者の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

## 第3 支給期間

### 1 地域移行支援の支給期間（月単位）

給付決定日の属する月を除き6か月以内。

※ 給付決定日が月の初日である場合は、給付決定日の属する月を含め6か月以内。

※ この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。なお、更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査や医療機関等からの意見を基に判断すること。

## 2 地域定着支援の支給期間（月単位）

給付決定日の属する月を除き1年以内。

※ 給付決定日が月の初日である場合は、給付決定日の属する月を含め1年以内。

※ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。）

※ 1人の利用者が必要以上に異なる有効期間の終期が設定されることは好ましくないため、原則として、当該者が利用する障がい福祉サービスの有効期間の終期に合わせる。

## 第4 地域相談支援事業の流れ

	内容	
(1) 地域相談支援支給 申請書提出	利用者もしくは、利用者から依頼を受けた相談支援事業者が区へ障がい福祉サービス等に関する申請書(様式第1号)を提出する。 ※ 区は対象者要件の確認を行う。 ※ 地域移行支援の場合は、退院に向けて病院との調整が必要になる。	利用者(指定一般相談支援事業者)⇒区  障がい福祉サービス等に関する申請書(様式第1号)
(2) サービス等利用計 画案の提出依頼	区が対象者に対しサービス等利用計画案提出依頼書(様式第14号)により、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を依頼する。	区福祉・介護保険課、健康課⇒対象者(利用者)  サービス等利用計画案提出依頼書(様式第14号)
(3) 重要事項説明・計 画相談支援利用契 約締結	利用者は、指定特定相談支援事業者と計画相談支援の提供について利用契約を行う。 ※ 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画案提出依頼書(様式第14号)を申請者に提示してもらい対象者であることを確認。	利用者⇔指定特定相談支援事業者  【作成する書類】 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・個人情報使用同意書
(4) 障がい支援区分認 定調査項目の調 査、サービス利用意 見の聴取	区は、障がい支援区分認定調査項目の調査とサービス利用意見の聴取を行う。 ※ 状況に応じて、医療機関に意見を求めることができる。この時、退院を見込めないことが判断できる場合は、支給申請却下を行うことになる。 【地域相談支援給付決定の勘案事項(則第34条の35)】 ① 障がい者の障がいの種類及び程度その他の心身の状況 認定調査の調査項目に係る調査をもって障がいの程度を含めた心身の状況を把握する。 ② 障がい者に関する地域相談支援給付費等の受給状況	区⇒利用者

<p>(4) 障がい支援区分認定調査項目の調査、サービス利用意見の聴取</p>	<p>③ 障がい者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②を除く。）の利用の状況 当該障がい者が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で地域相談支援給付決定を行う。</p> <p>④ 当該障がい者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容当該障がい者が受けようとする地域相談支援の内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して地域相談支援給付決定を行う。特に、地域移行支援については、地域生活への移行に向けた意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。</p> <p>⑤ 当該障がい者の置かれている環境 <b>地域移行支援</b> 当該障がい者の入院又は入所している期間、家族関係や地域生活への移行後における生活環境（例えば、事業者・施設や医療機関までの距離や交通手段）等を勘案する。 <b>地域定着支援</b> 家族等の同居の有無、同居している家族等の年齢、心身の状況及び就労状況、同居している家族等による当該障がい者への緊急時等において必要となる支援の見込み等を勘案する。</p> <p>⑥ 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況</p>	
<p>(5) サービス等利用計画案の作成、交付</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、利用者宅等への訪問面接によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成し、書面による同意を得た上で利用者へ交付する。サービス等利用計画案へは利用者の署名か押印をもらい、その写しを利用者へ交付する。</p> <p>※ 原本は指定特定相談支援事業者が5年間保管する。</p>	<p>指定特定相談支援事業者 ⇒利用者 【作成する書類】 ・アセスメント様式①～⑧ ・計画案①②</p>
<p>(6) 計画相談支援支給申請書、計画内容報告書、利用上限額管理事務依頼書の提出</p>	<p>利用者は、以下の書類を区へ提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画案の写し</li> <li>・計画相談支援給付費支給申請書（様式第14の2号）</li> <li>・計画相談支援依頼（変更）届出書（様式第14の3号）</li> <li>・契約内容報告書</li> <li>・利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書（※該当者のみ）</li> </ul>	<p>利用者 ⇒区福祉・介護保険課、健康課 【提出様式】 計画案様式①② ・計画相談支援給付費支給申請書（様式第14号の2） ・計画相談支援依頼（変更）届出書（様式第14号の3） ・契約内容報告書 ・利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書</p>

<p>(7) 計画相談支援支給 決定・通知</p>	<p>【支給を行う場合】 計画相談支援給付費支給(却下)通知書(様式15号)で申請者に通知する。受給者証に「指定特定相談支援事業所名」と「モニタリング期間」を記載し、交付。 (必要に応じて、利用者負担上限額管理事業所名を記載) 【支給を却下する場合】 計画相談支援給付費支給(却下)通知書(様式15号)を通知する。</p>	<p>区福祉・介護保険課、健康課 ⇒利用者  【送付する書類】 ・計画相談支援給付費支給(却下)通知書(様式15号)</p>
<p>(8) 地域相談支援支給 決定・通知</p>	<p>地域相談支援 【支給を行う場合】 地域相談支援給付費支給通知書(様式第3号)で利用者に通知する。地域相談支援受給者証を発行、送付する。 【支給を却下する場合】 地域相談支援給付費支給却下通知書(様式第4号)を通知する。</p>	<p>区⇒利用者 通知書(様式第3号)</p>
<p>(9) 担当学会議の開催 等</p>	<p>利用者は、支給決定後に指定特定相談支援事業者を受給者証を提示する。指定特定相談支援事業者は地域相談支援等の支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、そこに位置づけた地域相談支援等の担当者(指定一般相談支援事業所等)と担当学会議を開くなどして、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者の専門的な意見を聴取する。 ※ 会議に出席できない担当者がある場合は、会議とは別に意見を聴取し、その記録を残す。 ※ 指定特定相談支援事業者は会議等の記録を5年間保管する。</p>	<p>指定特定相談支援事業者 ⇔担当者等  【作成する書類】 ・担当学会議録</p>
<p>(10) サービス等利用計画 の作成・交付</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、担当学会議を踏まえた計画案の内容について利用者又はその家族へ説明を行い、書面による同意を得た上で、サービス等利用計画へ署名もしくは押印をもらう。 その後、指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画の写しを、利用者及び地域相談支援等の担当者へ交付する。 ※ 原本は指定特定相談支援事業者が5年間保管する。</p>	<p>指定特定相談支援事業者 ⇒利用者、サービス提供事業所  【作成する書類】 ・計画①②</p>
<p>(11) サービス等利用計画 の提出</p>	<p>指定特定相談支援事業者が区へサービス等利用計画を提出する。</p>	<p>指定特定相談支援事業者 ⇒区福祉・介護保険課、健康課  【提出様式】 ・計画①②</p>
<p>(12) 重要事項説明・地域 相談支援利用契約締結</p>	<p>利用者は、指定一般相談支援事業者と地域相談支援の提供について利用契約を行う。 指定一般相談支援事業者が通常の事業の実施地域以外で指定地域相談支援を提供する場合に要した交通費を利用者に請求するときは、その額について説明を行い、利用者の同意が必要。</p>	<p>利用者⇔指定一般相談支援事業者</p>

<p>(13) 契約内容報告書提出</p>	<p>指定一般相談支援事業者は地域相談支援の提供に係る契約が成立した時は、区へ契約内容報告書を提出する。</p>	<p>指定一般相談支援事業者⇒区 【提出書類】 契約内容報告書</p>
<p>(14) 地域移行支援の計画作成会議の実施</p>	<p>指定一般相談支援事業者は、利用者に係る障害者支援施設等又は精神科病院における担当者を招集して、地域移行支援計画を作成するための会議を開催し、地域移行支援計画の原案に意見を求める。</p>	<p>指定一般相談支援事業者 ⇔施設、病院等</p>
<p>(15) 地域移行支援計画の交付</p>	<p>指定一般相談支援事業者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得たうえで、当該地域移行支援計画を利用者に交付する。</p> <p>また指定一般相談支援事業者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行計画の変更を行う。</p>	<p>指定一般相談支援事業者 ⇒利用者</p>
<p>(16) 地域相談支援のサービス提供</p>	<p><b>地域移行支援</b></p> <p>概ね週1回以上、利用者との対面による支援（精神科病院や体験宿泊場所への訪問や地域生活への移行のための外出時の同行）を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談</li> <li>② 外出の際の同行</li> <li>③ 障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援</li> <li>④ 体験的な宿泊支援</li> </ol> <p>※地域生活に移行する上で必要な行政機関、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、住居の確保や行政機関の手続き等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行すること。</p> <p>※指定一般相談支援事業者は、地域移行支援を提供したことについて、書面に押印もしくは、署名をもらい確認を行うこと。</p> <p><b>地域定着支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域定着支援台帳の作成</li> <li>② 常時の連絡体制の確保等</li> <li>③ 緊急の事態における支援等</li> </ol>	<p>指定一般相談支援事業者 ⇒利用者</p>
<p>(17) モニタリング</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、受給者証に記載されたモニタリング期間に基づき、地域相談支援等の利用状況を検証するため訪問を行い、サービス等利用計画の見直しを行う。</p>	<p>指定特定相談支援事業者 ⇒利用者</p>

(17) モニタリング	<p>(※地域相談支援のモニタリング期間は、基本的に6月ごとだが、状況に応じて2月又は3月ごとに変更可)</p> <p>その結果に基づき必要な場合、以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整を行う。</li> <li>・変更が必要な場合、申請勧奨を行う。</li> </ul> <p>【モニタリングの結果、区へモニタリング報告書を提出する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定の更新や変更が必要となる場合</li> <li>・利用者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合</li> <li>・モニタリング期間を設定し直す変更がある場合</li> </ul> <p>※指定特定相談支援事業者はモニタリング報告書を5年間保存する。モニタリング報告書には利用者の署名か押印をもらう。</p>	<p>【作成する書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング①②</li> </ul>
(18) 計画相談支援給付費の請求、受領	<p>指定特定相談支援事業者が、国保連へ計画相談支援給付費(サービス利用支援費もしくは継続サービス利用支援費)の請求を行い、受領する。</p>	<p>指定特定相談支援事業者⇔国保連⇔福岡市</p>
(19) 地域相談支援給付費の請求、受領	<p>指定一般相談支援事業者が国保連へ地域相談支援給付費の請求を行う。</p>	<p>指定一般相談支援事業者⇔国保連⇔福岡市</p>
(20) 計画相談支援給付費代理受領通知の交付	<p>指定特定相談支援事業者は、代理受領通知(計画相談支援給付費の額を通知する)を利用者へ交付する。</p>	<p>指定特定相談支援事業者⇒利用者</p>
(21) 地域相談支援給付費代理受領通知の交付	<p>指定一般相談支援事業者は、代理受領通知を利用者へ交付する。</p>	<p>指定一般相談支援事業者⇒利用者</p>

※計画相談支援についての詳細は、計画相談支援のマニュアルを参照のこと。

## 第5 地域相談支援給付費の報酬体系

下記の報酬告示及び留意事項通知に、計画相談支援給付費の算定に関する基準等が規定されていますので、必ずご確認ください。

<報酬告示> (平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

<留意事項通知> (平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

### 1 地域移行支援【報酬単価】 (令和元年 10 月～)

報酬	区分・単位数	算定要件
地域移行支援サービス費	3, 0 5 9 単位/月	社会福祉士や精神保健福祉士等の配置や地域移行実績について一定の基準を満たす場合。 ※ 事業者が地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者との対面による支援を 1 月に 2 日以上行わない場合には、所定単位数を算定しない。
	2, 3 4 7 単位/月	上記以外の場合。
特別地域加算	+ 上記の 1 5 %	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合。
初回加算	5 0 0 単位/月	サービスの利用開始月において算定できる。(ただし、初回加算算定後に、引き続き地域移行支援の支給決定が更新された場合や、他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算は算定できない。また、初回加算算定後に、病院や施設等を退院、退所等して、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が 3 月間以上経過している場合に限り、再度初回加算を算定できる。ただし、指定一般相談支援事業所が変更となる場合はこの限りでない。)
集中支援加算	5 0 0 単位/月	利用者との対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合 (ただし、退院・退所月加算が算定される月は、加算しない)。

報酬	区分・単位数	算定要件
退院・退所月加算	2,700単位/月	退院又は退所日が属する月（退院又は退所日が翌月の初日等である時は、退院又は退所日が属する月の前の月）に支援を行った場合。当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が要件。
障害福祉サービスの体験利用加算		障がい福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定。
体験利用加算（Ⅰ）	500単位/日	初日から5日目まで。
体験利用加算（Ⅱ）	250単位/日	6日目から15日目まで。
体験宿泊加算		一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日以内に限り算定。
体験宿泊加算（Ⅰ）	300単位/日	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合。
体験宿泊加算（Ⅱ）	700単位/日	夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な見守り等を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合。

\* 体験利用加算，体験宿泊加算は，地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして，都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合，さらに50単位を加算する。

## 2 地域定着支援【報酬単価】（令和元年10月～）

報酬	区分・単位数	算定要件
体制確保費	305 単位/月	<p>常時の連絡体制の確保等を行った場合</p> <p>※以下のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等</li> <li>・適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握</li> </ul>
緊急時支援体制費 緊急時支援費（Ⅰ）	711 単位/日	<p>利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。</p> <p>※緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨を記録する。</p> <p>※一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものである。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものである。</p> <p>※一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障がい者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業者が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものである。</p> <p>※利用者等から緊急の要請があったからといって全てを算定できるわけではなく、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対して、緊急訪問の前に、可能な範囲で関係機関と連絡を行い、緊急の訪問又は一時的な滞りの必要性及び訪問時等の適切な対応を検討した上で直接訪問を行った場合に算定可能となる。</p>
緊急時支援費（Ⅱ）	94 単位/日	<p>緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合。ただし、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。</p>
特別地域加算	+ 上記の15%	

## 第6 変更

支給決定障がい者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる（法第24条第1項）。

また、市町村は、変更の申請又は職権により、法第22条第1項又は法第51条の7第1項の厚生労働省令で定める事項（いわゆる「勘案事項」）を勘案し、支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者につき、必要があると認めるときは、支給決定又は地域相談支援給付決定の変更を行うことができる（法第24条第2項又は法第51条の9第2項）。

## 第7 支給決定の取り消し

「利用者の死亡」「市外転出」「地域相談支援を受ける必要がなくなったとき」「支給要否決定のための調査に応じないとき」「虚偽の申請をしたとき」については、取り消しとなる。

利用者に地域相談支援給付費取消通知書（様式11号）を送付します。

※ 障がい福祉サービス支給決定の取り消しに準じる。

## 第8 様式

契約内容報告	附属様式	契約内容報告書
地域移行支援	参考様式	地域移行支援計画書(案) 地域移行支援計画書 クライシスプラン
地域定着支援	参考様式	地域定着支援台帳